

LAP ネット会員契約約款

第1条 【約款の目的】

株式会社エル・エー・ピー(以下、「当社」という)は、この LAP ネット会員契約約款(以下、「本約款」という)を定め、本約款に従って自動車の流通に関わる会員向け Web サービス「LAP network」(以下、「本サービス」という)を提供する。

第2条 【約款の変更】

当社は、本約款を変更することができるものとし、本約款を変更した時は、当社はその変更および変更後の本約款を会員へ通知するものとする。

第3条 【用語の定義】

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

用語	用語の意味
LAP ネット会員契約 (以下、「本契約」という)	本サービスを利用するための契約
LAA 会場	株式会社シティライトが運営するオートオークション会場 (サテライト会場を含む)
申込者	本サービスの契約申込をした者
会員	本サービスを利用する為、当社と本契約を締結している者
サーバー	当社が本サービスを行うために必要となる設備
アカウント情報	本サービスの利用に必要な ID、およびパスワード
一般顧客	会員の顧客
Web リアル	Web 技術を用いてインターネット経由でオートオークションのセリに参加する機能
LAP 共有在庫	会員が LAP ネットワークに掲載している落札可能な車両

第4条 【LAP ネット会員契約の成立】

1. 申込者は、本約款を熟読し、その内容を理解し、その内容に拘束されることを承諾した上で、当社指定の手続きに従って本契約を申し込むものとする。
2. 申込者は、次の各号を了承し本契約を申し込むものとする。
 - (1) 会員および会員の代表者は、当該機関に登録された情報(すでに登録されている情報を含む)が、会員に関する入会審査及び本契約締結後の管理の為、当該期間に加入する信販会社等に利用されることに同意するものとする。
 - (2) 会員及び会員の代表者は、申込信販会社の加盟する機関に登録されている会員及びその代表者の信用等に関する一切の情報を、申込信販会社及び当社が利用することに同意するものとする。
 - (3) 会員及び会員の代表は、本件事実を当社が提携金融機関に提供することに同意するものとする。
 - (4) 会員及び会員の代表者は、本サービスにおける有料サービス(車両落札等)の利用金額の上限が設定されることを同意するものとする。
 - (5) 会員及び会員の代表者は、当社に登録された会員に関する一切の情報を LAA 会場が会場運営及び顧客・取引管理の為、利用することに同意するものとする。
 - (6) 会員及び会員の代表者は、LAA 会場に登録された会員に関する一切の情報を入会審査及び本契約締結後の管理の為、当社が利用することに同意するものとする。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、加入契約の申し込みを承認しない場合がある。
 - (1) 申込者が本契約の申し込み時に虚偽の事項を申告した場合
 - (2) 申込者が届け出ているメールアドレス等の連絡先に通信しても連絡がとれない場合
 - (3) 申込者が実在していないことが判明した場合
 - (4) 当社若しくは LAA 会場にて過去に約款違反等により、契約取消し、除名処分がおこなわれていることが判明したとき
 - (5) 申込者の本店又は主たる事務所の所在地を日本国内に有していない場合
 - (6) 当社が会員として不適切であると認めた場合
4. 当社が申込者の申し込みを受け、申込者へ契約成立の通知をもって本契約は成立する。

第5条 【契約の有効期間】

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日の翌月1日より1年間とする。また、本契約締結日から本契約締結日の翌月1日まで本契約の有効期間として含めるものとする。
2. 期間満了3ヵ月前までに会員または当社から別段の意思表示がないときは、本契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第6条 【会員の種類】

1. 本サービスの会員の種類(以下、「会員種別」という)は、次のとおりとする。
 - (1) 有料(アプリ)
 - (2) 有料(Web)

- (3) LAP ライトプラス(無料会員)
- (4) LAP ライト(無料会員)
2. 当社指定の方法により申込みを行うことで、会員種別の変更をすることができるものとする。
3. 会員種別の変更は月に一回を上限とし、翌月の請求より新しい会員種別での利用料の請求を行うものとする。

第7条 【利用料金】

1. 利用料金は、当社が別途定める料金表を適用するものとする。
2. 当社は、会員の承諾なく、利用料金の変更を行うことができるものとする。
3. 前項の定めにより利用料金に変更が生じた場合は、当社は迅速に会員へ通知するものとする。利用料金の変更後、会員が本サービスの利用を継続した場合は当該変更を承諾したものとみなす。
4. 会員から当社に支払われた本サービスに関する一切の料金等は、理由の如何を問わず返還しないものとする。
5. 会員は、利用料金を当社の定める方法により当社の定める時期までに支払うものとし、当社が指定した決済方法で決済されることに同意するものとする。

第8条 【本サービスの提供内容】

1. 本サービスは、次の各号に定める機能及びサービス等(以下、「提供サービス」という)により構成される。また、提供サービスの利用に関する規約等は別途定めるものとする。
 - (1) 「LAA オークション取引機能」

LAA 会場に関する取引機能を提供する。

LAA 会場に関する取引機能にて発生する LAA 会場との取引は、当社を通さず LAA 会場を運営する株式会社シティライトと会員とで取引するものとする。

※適用規約「LAA オートオークション規約」
 - (2) 「リアル応札機能」

インターネット経由で LAA 会場のオークションに参加する機能を提供する。

リアル応札機能にて発生する LAA 会場との取引は、当社を通さず LAA 会場を運営する株式会社シティライトと会員とで取引するものとする。

※適用規約「LAA オートオークション規約」
 - (3) 「LAP 共有在庫サービス」

LAP ネットワークに登録された LAP 共有在庫を LAP 本部仲介のもと、取引することができる。

※適用される規約「LAP 共有在庫規約」
 - (4) 「提携信販会社」

当社が提携する信販会社のオートローンサービスを利用することができる。ただし利用には提携信販会社の審査が必要であり、オートローンサービスは当社を通さず信販会社が直接会員に提供するものとする。

(5) 「新車情報サービス」

新車販売に関する情報を提供するサービスになります。

※適用される規約「LAP 新車情報サービス規約」

(6) 「その他会員向けサービス」

その他会員向けサービスおよび機能は別途サービス内容を定めるものとします。

2. 会員は、会員種別により提供サービスの内容に差が生じ、もしくは提供が受けられない事を了承するものとする。
3. 当社は、提供サービスとその内容を随時変更することができるものとする。
4. 会員は、提供サービスの変更があり得ることを当然の前提として提供サービスを利用するものとし、内容の変更により会員に不利益が生じても、当社は責任を負わないものとする。
5. 当社は、提供サービスに変更が生じた場合は、その変更内容を会員に速やかに通知するものとする。

第9条 【自己責任の原則】

1. 会員は、本サービスにより提供される各種情報を会員自身の営業にのみ利用することができる。
2. 本サービスを利用した会員による一切の行為は、すべて会員自身の責任において行う。
3. 本サービスの利用において、会員が、当社、その他第三者に損害を与え、何らかの請求や訴訟などが提起された場合には、会員が自己の費用と責任で当該請求または訴訟を解決する。

第10条 【通知】

1. 当社は、本約款若しくは本サービスに基づく通知を、本サービスに掲載するものとする。
2. 前項の通知について、特に重要な通知については、会員登録時に会員が登録した連絡先への電子メールまたは郵送にて行うものとする。当社からの通知は、会員が利用するメールサーバーに電子メールが配信されるか、または郵便が発送されたときに会員に通知したものとみなす。

第11条 【届出事項の変更】

会員は、商業登記簿記載事項、会員の代表者住所等又は銀行口座等、当社に届け出た事項に変更があった場合には、速やかに書面で変更内容を当社へ通知しなければならない。この通知が当社に到達するまでの間は、当社は当該変更がなかったものとみなすことができる。

第12条 【会員からの中途解約】

会員が、契約期間中に自己の都合により解約しようとするときは、期間満了日の3ヶ月前までに、当社指定の「中途解約申込書」により当社に対し解約の申込みを行うものとする。

第13条 【禁止事項】

会員は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定めた行為を行わないものとする。

- (1) 本サービスを不正目的で利用する行為

- (2) 本サービスの運営を妨害する行為
- (3) 情報・データを解析、改ざん、改変、送信もしくは頒布する行為
- (4) 情報・データを自己の事業以外の営利目的で利用する行為
- (5) 一般顧客に対し、出品価格やスタート・落札価格等の相場に関する情報を開示する行為
- (6) 落札価格を不正に操作する目的等、悪意に基づく作為的な競り上げ行為
- (7) 第三者へアカウント情報を開示、貸与、譲渡もしくは売買する行為
- (8) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他いっさいの権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (9) 当社または第三者の名誉を傷つける行為、もしくは誹謗、中傷する行為
- (10) 公序良俗に反する内容の情報、文章および図形を他人に公開する行為
- (11) 国際的な平和及び安全維持を妨げる目的で自動車等を落札する行為、もしくはその目的を持つ恐れのある相手先に輸出するなど、輸出貿易管理令等の貿易に関する法令に違反する行為
- (12) 本約款及び提供サービスの規約等に違反する行為、またはその趣旨に著しく反する行為
- (13) その他、当社が不適切と判断する行為

第14条 【契約の取消し】

当社は、次の各項のいずれか一つに該当する事由を確認した場合、会員に何ら事前に通知および催告することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本契約を取り消すことができる。

- (1) 会員が前条に該当する行為をしたと判明した場合
- (2) 会員の申込事項に虚偽が判明した場合、もしくは届け出ているメールアドレス等の連絡先に通信しても連絡がとれない場合
- (3) 会員が廃業した場合
- (4) 不正、もしくは不正のおそれがある場合、または第三者による不正の防止を行うために必要な場合
- (5) 本サービスの提供を継続することが困難な程度に会員との信頼関係を破壊した場合
- (6) 会員が他から仮差押え、仮処分、強制執行、滞納処分又は破産手続開始申立て、民事再生手続開始申立て等、経済的信用状態の悪化を示す事由があった場合
- (7) 会員が LAA 会場参加資格を失った場合
- (8) その他、当社が会員として不適切であると認めた場合

第15条 【権利の消滅】

第12条【会員からの中途解約】及び第14条【契約の取消し】等理由の如何を問わず本契約が終了した場合、会員は、本契約に基づき取得した一切の権利を失い、本サービスの利用を停止するものとする。但し、一般顧客との各種契約の効力に影響を及ぼすものではなく、当社は一般顧客と信販会社、保証会社等との関係につき一切関与しない。

第16条 【アカウント情報の管理】

1. 会員は、アカウント情報を、自らの責任により厳重に管理しなければならない。
2. アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤又は第三者の不正使用に起因する損害は会員が負うこととし、当社は一切責任を負わないものとする。また、会員がこれらの損害が発生したまたは発生するおそれを発見した場合、当社に報告するものとする。
3. 会員は本契約の解除に伴い、当社がアカウント情報を削除する事に同意するものとする。

第17条 【利用環境】

1. 会員は、自己の責任と費用において、本サービスを利用するために必要な通信機器、電話利用契約およびインターネット利用契約等を用意、締結するものとする。
2. 本サービス利用に関わる通信料金、インターネット接続料等は会員が負担するものとする。
3. 会員の通信回線、設備等に起因する障害については、当社は原因の調査および解決の義務を負わない。

第18条 【機密保持・善管注意義務】

1. 会員は、本サービスによって知り得た当社の経営上及び業務上の情報を、その機密であるか否を問わず、一切を第三者に漏洩してはならない。
2. 会員は、本サービスの実施に際して、前項に定める当社の情報が第三者に遺漏しないように厳重に管理する等善良なる管理者の注意を尽くすものとする。
3. 当社及び会員は本サービスの利用が終了した後も、お互いに機密保持義務を厳守する。

第19条 【反社会的勢力の排除】

1. 会員は、自己又はその代表、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者(以下、「関係者」という)が、過去5年間にわたり次の各号のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という)第2条第2号に規定する暴力団をいう)
 - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう)
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、社会活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と親密な関わり(資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない)を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
2. 会員は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は会員が前2項に違反した場合は、通知又は催告等何らかの手続きを要しないで直ちに本サービスの利用を停止することができ、係る解除によって相手方に生じた障害、損失及び費用を保証する責任を負わない。

第20条 【個人情報保護】

1. 当社及び会員は、個人情報を取扱う場合、個人情報を機密として取り扱い、当該本人の事前の書面による承諾なく第三者に開示や漏洩等、本来の目的以外で利用しない。
2. 当社及び会員は、個人情報の保護に関する法律やその他法令等に従い、個人情報を取扱うものとする。
3. 前各項に関わらず当社は本サービス提供上で必要な範囲内において個人情報を、本サービスの運営に関わる会社に対し開示することを会員は認めるものとする。

第21条 【サーバーの停止・データのバックアップ等】

1. 当社は、保守点検・更新等の理由により、または火災、停電、天災、本システムの故障、通信回線の中断の事由により、本サービスの提供を一時的に停止することがある。
2. 当社による保守点検等、当社が予測できるサービスの停止については、当社はあらかじめ本サービスサイトに掲示して会員に通知するものとする。ただし、電気通信事業者からサービスが提供されない場合、または停電、機器のトラブル等緊急の場合には、予告なく本サービスを停止する場合がある。

第22条 【本サービスの利用】

本サービスは日本国内での利用を想定しており、日本国以外から本サービスを利用する会員は、自己の責任で自主的に使用するものであり、アクセス地の法律を厳守する責任を負うものとする。

第23条 【知的財産権】

会員は、当社が提供するサービス及びシステム上のデータ・情報、画像、ソフトウェア等の知的財産権の全ての権利が当社及び情報提供者に帰属することを確認する。

第24条 【複製、引用の禁止】

会員は、当社が提供するサービス及びシステム上のデータ・情報の全部または一部を、有償・無償、また形態の如何、加工の有無を問わず、第三者に開示する目的で複製、引用することはできない。

第25条 【損害賠償】

会員が本サービスの利用に関して、故意または過失により当社に対して損害を与えたときは、その損害を賠償し

なければならない。

第26条 【協議事項】

本約款に定めのない事項及び本約款の各事項の解釈に疑義が生じた場合には、両者間で信義誠実の精神を持って協議の上、これを解決するものとする。

第27条 【合意管轄】

当社と会員は、本約款の正文を日本語とし、日本法を準拠法とすること、並びに、本約款に関して紛争が生じた場合には、当社の本店を管轄する地方裁判所を第1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

施行・改定情報

- 2020年5月13日
 - 初版 制定・施工
 - LAP ネット無料会員加盟契約約款をLAP ネット会員契約約款に統合
- 2020年7月24日
 - 改正

以前の約款

- 2019年4月1日 [LAP ネット無料会員加盟契約約款 初版](#)
- 2019年5月13日 [LAP ネット会員契約約款 初版](#)